

## 新潟県経営改善サポート資金融資要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、経済情勢や経営環境の変化の影響等により、厳しい経営環境にある中小企業者等の事業再生を促進するため、「事業再生計画実施関連保証制度」、「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」及び「条件変更改善型借換保証制度」（いずれも国の全国統一保証制度）に対応する資金を融資することにより、中小企業者等の事業再生の着実な進捗と地域経済の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号（ただし、「事業再生計画実施関連保証制度要件」及び「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」においては、第5号及び第6号を除く。）に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業協同組合等 次のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
  - ア 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
  - イ 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (3) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

### (融資対象者)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等（以下「中小企業者等」という。）であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の「事業再生計画実施関連保証制度要綱」の2. に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者（事業再生計画実施関連保証制度要件）
- (2) 保証協会の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱」の2. に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要件）

(3) 信用保証申込時点において、保証協会の信用保証付き既往借入金の残高があって、その既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者（条件変更改善型借換保証制度要件）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者（求償権消滅保証を付して融資を受ける場合を除く。）
- (4) 県制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者
- (5) 設備資金については、融資対象設備の設置又は建物工事に係る代金の支払いが完了している者（融資条件）

第4条 融資条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金（土地取得資金を除く。また、県内設置に限る。）又は既往借入金（保証協会の保証付融資に限る。）の返済資金
- (2) 融資限度額 1億円
- (3) 融 資 利 率 責任共有制度対象外の保証付き 年2.05パーセント  
責任共有制度対象の保証付き 年2.25パーセント
- (4) 融 資 期 間 15年以内（据置期間1年以内を含む。ただし、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要件の場合は、据置期間3年以内を含む。）
- (5) 返 済 方 法 原則として割賦返済とする。ただし、一括返済等も可とする。
- (6) 信 用 保 証 保証協会の事業再生計画実施関連保証制度、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度又は条件変更改善型借換保証制度による信用保証付きとする。
- (7) 担 保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
- (8) 保 証 人 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

（融資申込み手続等）

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、次の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 県税の納税証明書
- (2) 事業再生計画実施関連保証制度、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度又は条件変更改善型借換保証制度の所定資料

（県資金の預託）

第6条 この要綱の定めるところによる融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げることができる。

（歩積両建預金の禁止）

第7条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって歩積両建預金を要求してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。